

第40回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 令和6年6月6日(木) 10:00~12:00
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 <<委員>> 清水委員長、中村委員、石田委員、田邊委員、野澤委員、芳賀委員、真下委員

4. 議事概要

高速道路会社より認定申請を受けている2議題の経営努力要件適合性について審議を行った。

[審議事項]

□新設・改築事業

認定基準 ①ーイ 地権者、関係機関などへの提案及び協議

(議題 1) 瀬戸大橋電源供給方法の変更による受配電設備更新費の縮減
(瀬戸中央自動車道 児島 IC~坂出 IC)

認定基準 ①ーロ 現場特有の状況に対応するための創意工夫

(議題 2) 明石海峡大橋主塔エレベータの搬入出方法変更による設備更新費の縮減
(神戸淡路鳴門自動車道 垂水 JCT・IC~淡路 IC)

5. 議事内容

[審議事項]

●議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

主な意見等は以下のとおり。

・電力供給方法の変更により四国電力はかなりのコストを負担することになるのか。(委員)

→配電するための設備は必要となるがそれほど大きなコストはかからない。

・電力供給契約が変わることによって、電力料金や設備のメンテナンス費用等は変わるのか。(委員)

→ほとんど変わらない。

・与島 PA は島民の避難所として位置づけられているのか。(委員)

→公式な避難所としては位置づけられていないが、災害時には高速道路利用者の実質的な避難所となるほか、島民も活用できると考えている。

・なぜ設備更新することとなったのか。(委員)

→もともと概ね30年で更新する計画としており、可能な限り長期で使用する考えにより30年以上使用してきたが、老朽化が進んだことに加え、交換部品も入手できなくなったことから、更新することとした。

・当初から個別受電は考えられていたのか。(委員)

→会社としては当初から個別受電とする構想はあったが電力会社に認められなかった。

・四国電力とともに地域貢献を果たすという win-win の関係を構築した点においても経営努力の認められる取組みであったといえる。(委員)

●議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見等は以下のとおり。

・当初計画の段階でエレベータ部品を主塔内から搬入する発想はなかったのか？(委員)

→当初はそのような発想はなくクレーンで吊り上げる案であった。

・今回の方法は今後の別の橋梁でも活用できるか。(委員)

→明石海峡大橋のエレベータ設備の規模は特殊であるため、他の橋梁で活用することは想定していない。

・他の橋梁は通行止めをしなくとも取替はできたのか。(委員)

→他の橋梁は設備の規模がそれほど大きくなかったことから、マンホールをそのまま活用して主塔内での運搬が可能であったため通行止めは不要であった。

・当初計画で施工した場合にはどの程度の通行止めが必要であったか。(委員)

→防護工を設置撤去するのに2夜間、主塔が2つあるためその2倍で、少なくとも約4夜間の通行止めが必要であったと考えられる。

・部材搬入のためにマンホールを拡大するにあたり構造解析や試験施工等を行い、実現のためによく検討されたものとする。(委員)

・マンホールを拡大した部分の応力状態は計測しているのか。(委員)

→施工中は計測していたが、応力が落ち着いたことを確認したうえで計測機器を撤去した。

・今回の取組みは今後の設備更新時の費用縮減にも寄与するとともに、通行止めの回避によって社会的影響も軽減しており、意義のある取組みであったとする。(委員)

[その他]

・これまでの審議状況の報告等を行った。